

第107回横須賀市個人情報保護運営審議会議事録

- ・ 日 時 令和4年6月20日（月）10:00～11:55
- ・ 場 所 横須賀市本庁舎3号館301会議室（3階）
- ・ 出席委員 今村委員長 大澤委員 石垣委員 伊東委員 菊池委員 篠原委員
- ・ 事務局 総務部総務課 笠原課長、中島係長、日根、木村
- ・ 傍聴者 なし

1 開 会

2 議 題

（1）前回議事録について

前回議事録案の修正について、事前に委員から誤解を生じさせる懸念がある部分についての意見があり、事務局から修正案を提示した。他の委員から修正案に対する意見等はなかったため、議事録は確定した。

（2）個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横須賀市個人情報保護条例の廃止及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（総務部総務課）

令和3年5月公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法の改正により、「個人情報の保護に関する法律（以下、改正法）」等が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が同一の法の規律によって個人情報を取り扱うこととされたため、本市の「横須賀市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する必要性が生じた。前回審議会において、各委員から国の法改正の趣旨、条例制定の基本的な方向性や個人情報保護制度に対する考え方などを示してほしいとの意見があったため、冒頭で資料「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る方針について」に基づき、事務局から説明した。

（委 員） 自治体が数々の問題に直面したことから、国にはなかった個人情報保護制度を自治体がそれぞれ条例として規定したという背景がある。役所の文書管理がアナログからデジタルとなり、現行制度では想定していないことが起きている

ことと思う。災害被害の救済等という点では国レベルの制度が必要であることは、国の目線からはわかることなのだが、法律の「施行条例」というものに対し、事務局として衝撃はなかったのか。また、運用においての不安というものはないのか。

(事務局) 来年度以降は、個人情報保護委員会に個人情報の取り扱いの判断を委ねることになり、市独自の判断はできなくなる。また、当審議会における個別諮問が許容されないことから、広い視点でお諮りをするようになる。個人情報保護委員会がどれだけのスピード感をもって対応してくれるかという点においては、本市のみならず他自治体も不安を抱いているが、個人情報保護委員会による一元的な情報発信及び共有を通じて、全国の自治体が同じ情報を蓄積できることは、結果、統一につながるものと考え。ただ、現時点では制度が動いていないため、統一までの時間についても不安がある。

(委員) 具体的な中身については走り出してから、となるのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 政令指定都市、東京23区、中核市、その他市町村各自治体同じ対応を求められているのか。

(事務局) そのとおりである。まさに2,000というレベル感を合わせるための改正であるので、判断に迷った際には個人情報保護委員会に問い合わせをすることとなる。その件数は少なくないであろうから、どれだけ対応してくれるのか見えていない。それらのやり取りを通じて、地方から国に改善を要求するというのもあろうかと思う。

(委員) データの活用がフレキシブルにできるようになると思うが、市の体制はどうなるのか。戦略室のようなところが調整を図るのか。部署間の個人情報の管理の方法等は検討しているのか。方向性は別として、このことを契機に個人情報データの活用と保護が重要になってくると考える。

(事務局) 現在、市の経営企画部都市戦略課が統計分野を担っているが、あくまでも数字の集約で分析までは進んでいなかった。今回の動きの中で、事業者による提案を受け、個人情報をマスキングして集めた数字をどう使うか、それらを活用して政策を検討するのは各部署だが、総合的なセクションとしては経営企画部となると考える。

- (委員) これまでは個人情報を使用するにあたり、個別の諮問を受けていたが、今後はそれはなくなる。ということであれば、それらの情報の管理は誰が行うこととなるのか。市として個人情報を活用するにあたっての調整、監督は必要であると考えますが、いかがか。
- (事務局) 現時点では具体的に決定していないが、総務部が条例の運用を担うことから、管理は総務部で、データ活用については経営企画部と調整というようなことを考えている。今後一か所でデータ管理をするということも案としてないわけではないが、安全面を考慮すると二極化したほうが良いが、それについては柔軟に対応していきたい。
- (委員) 当審議会においては、これまで様々な諮問を受けてきた。政策的に先進的な取り組みとなる諮問もあった。これまでの諮問に対する答申の蓄積は維持されるのか。それら、諮問答申の情報は横須賀市の財産である。
- (事務局) これまでの諮問答申は尊重していく。これまでの答申結果を大まかなカテゴリーで整理し、それらの諮問の際に審議会でご意見をいただいた点について、事前に取り扱いの注意点とするなど、今後の運用に反映させられたらと思う。
- (委員) 庁内において情報活用が進んでいる部署、進んでいない部署がある。配慮が必要な情報を扱っている部署は情報の扱い方を知っている。他自治体との情報連携が今回の法改正の目的の一つという説明があったが、その前に庁内における基準の統一化が図れるのか。法施行条例を施行する規則が重要になってくると思う。国は3年ごとに法を見直す、ということは上からどんどんと規律が下りてくることとなるため、問題は山積しているのではないか。
- (委員) これまで、当審議会では慎重に個人情報を取り扱うよう求めてきたことが、今回のこの法改正によって、緩和されたこととなる。現行条例を廃止し、法施行条例を制定するが、その条例で規定することが必須なのは料金だけという非常に限定的なものである。国は最近、走りながら決めていこうという動きもあり、今回の法改正が行き過ぎたと逆戻りすることも考えられる。その時にはこれまでの諮問の答申が頼りとなることが出てくるので、大事にしてほしい。
- (事務局) ご指摘のとおりであると思う。必ずしも良くなるばかりではなく、元に戻ることも考えられる。また、今後の事務を進めていく上でこれまでの諮問答申は手元のマニュアルとなるような大事なものである。今までの個人情報の取り扱い

いでご指摘をいただき、注意してきたところは、今回の法改正でなくすものではなく、今後も気を付けていくべきところである。これまでの諮問答申をこの機に整理し、職員に共有するとともに、今回の法改正についても庁内に周知し、認識を合わせていきたい。

(委員) 今回の法改正の流れは、個人情報の保護と活用という二面があるが、活用のウエイトが高いように思う。当審議会での諮問による判断がなくなるということは自治体で判断せねばならず、自治体の負担が大きくなる。各部署に取り扱いを任せる、というわけにはいかないだろう。保護と活用は別々の機関で判断し、その判断が正しかったかの意見を当審議会に求められることになるのではないか。ただ、それだけであれば取り扱いが緩和されただけ、と見えるので取り扱いの運用方法を明確にして、どのようにバランスをとっていくのか示す必要があると考える。

(委員) 諮問ではなくても、オブザーバーとしての意見聴取や報告があり、市が何をしているのかが情報提供により分かればよいと考える。

(委員) 部署ごとに当審議会に諮問して答申を受けたものは、きちんと部署ごとに引き継いでもらいたい。当審議会と総務部で、個人情報を細かく丁寧に取り扱ってきたことを大事にしてほしい。現行条例に規定があるが、法施行条例に規定がない部分については、規則や運用基準で補足するなど丁寧な対応をお願いしたい。

(委員) 法改正という流れの中で、自治体は走りながら決めていく状態となっている。当審議会で議論をしても、個人情報保護委員会に許容されないということであれば仕方がないことではないか。事務局は国と挟まれて大変だ。

(委員) これまでオンライン結合や外部提供について諮問を受けてきたが、国から法が下りてきて市民感覚からすると乖離するような制度が始まる。個人情報をきめ細かく取り扱ってきた自治体がこれまで積み上げてきたものがなくなり、自治体間の格差が薄まってしまう。法施行条例となってしまうものと、市民感覚の隙間を埋めるのが当審議会の役割になるのではないか。

(委員) 今後のスケジュールについてはどのようなになっているか。

(事務局) 市議会6月定例議会において、パブリック・コメント予告を行った。次回以降に諮問させていただき、9月にパブリック・コメント実施、意見集約を経て

12月定例議会に議案として上程し、3か月の周知期間をとって令和5年4月1日施行となる。

(委員) 条例は基本的なものであり、運用基準が示されないと諮問されても判断がつかない。活用と保護をどういう体制で行っていくか、運用はどのような基準で行うか、並行して示すことが必要だと考えるが、いかがか。

(事務局) 事務局としては今回制定する法施行条例を大きな方向性としてご審議いただいた上、諮問答申をいただきたい。運用の基準等についてはご審議をいただく中でご意見をいただくことがあると思う。しかし、パブリック・コメントを実施するという事務の順序の関係で申し訳ないが、条例について先行してご審議いただきたい。条例に規定はできないが、規則で規定すべき運用等については、令和5年4月を目途に規則・運用基準等を整えていきたいと考える。

(委員) それでよいが、活用と保護の考え方や、体制については並行して示す必要があるのではないか。これまでの諮問答申をどう生かしながら運用していくかを並行して考えていくのが重要であると思う。

(事務局) そのことについては理解するものの、条例という骨格が決まらないとなかなかその下が決まらないというところがあり難しい。条例制定でいただいたご意見を踏まえながら細かい運用については規則に規定すべき、というご意見などを十分に尊重しながら進めていきたいと考える。

(委員) 条例制定と運用をリンクさせながら進めていくべきではないか。条例を制定した、さあ運用だというのでは遅い。

(委員) 条例案の中には動かさない部分があると思う。しかし、それであれば制度の運用を総合的に提案してもらわないと判断ができない。条例だけをみれば、個人情報活用の活用が緩やかになるが、それにより生じる問題点はこのような方向性で考えるということについても示してもらいたい。ただ条例案だけを諮問したのでは何のために審議会があるのか、となる。問題が生じたときに国がすぐ対応するわけではないので、その時に市がどうするのか、その点も含めた形で案を提示してもらったほうが意味がある。

(事務局) 事務局としてはまず条例を決定し、そのあとで規則や要綱に対するご意見を頂戴する流れを想定していた。現時点では規則の案はなく、前回資料1に現行の条例と法改正によって変更となる部分についての方向性として示している。

- (委員) 運用規則案を示してほしいというのではなく、今回の施行条例の制定において、個人情報はどう運用するのかというイメージを先に示してもらいたい。それに対して審議会の意見を盛り込めば、条例が制定されたときには運用のガイドラインが完成し、運営基準・運営体制が出来上がってるのではないかと。条例案ではなく、考え方を示してほしい。
- (事務局) 方向性ということであれば、前回資料1、個票に記載をしておき、条例事項とするか、規則とするかのご判断をいただければと思う。
- (委員) 条例事項に対する諮問なのか、条例案に対する諮問なのか。
- (事務局) 条例事項について諮問させていただく。
- (委員) 条例に規定する、しないの線引きか。資料6において「可」となっている部分について、審議会で検討するのではないかと。
- (事務局) 資料5に諮問対象となるもの、諮問対象外のものに大きな枠で分けた。諮問対象外と事務局で判断した部分について、まずは条例事項に関してのご意見を、運用については規則で整えたいと。改めて審議会の中でご意見をいただきたい。
- (委員) パブリック・コメントは諮問を受けたということを実行するのかな。
- (事務局) そのとおりである。
- (委員) これまでの議論からすると、条例案に対して意見を言う幅はないのではないかと。
- (事務局) 確かに、条例で制定できるのはここまでというところはある。しかし、審議会の中で、運用面が見えないとこの条文がどれだけ有効に機能しているのかが見えない、というご意見をいただければ事務局で整える。規則第何条という形ではなく、現在はこのような運用をしているが、施行条例となっても大きく変わらないところをお示しできればと考えている。
- (委員) 審議会の委員としては、諮問対象外となっているところを条文に入れたいという気持ちもあるが、国のQ&A（～条例で独自の規定を定めることは許容されない）の記述は強烈な印象を受ける。他自治体がこれを見たうえで、独自の規定をどの程度するのが注目点である。横須賀市として、個人情報を手厚く守るために、細かな規定をしたいという一方で、県内のほかの自治体と比較して突出してしまうことによって、民間事業者が利用する際、横須賀市は規定が

厳しいからと避けられることによって、取り残されてしまう懸念もある。バランスを考えなくてはならず、大変責任が重いと感じている。横須賀市が市民の個人情報を守りたい、ということは承知している。しかし、一方で取り残されるという懸念も持っている。だからこそ、条例案だけでなく、その後のところも横須賀市の方向が分かるようにしてもらいたい。

(委員) 個々の諮問を要件とすることは禁じられたが、審議会の規定などは条例に規定できるという説明だった。懸念があるところについては、制度的に検討をする、という議論ができるとうい。情報の保護という面だけでなく、データをいかに効果的に使うか、市民の利益になるか、そのための活用だということを示してほしい。

(委員) 国が想定している活用は、自治体が考えている活用とは違い、経済的な価値に転換することを想定している。市民に啓発しなければならないことである。国の法律の目的規定から、条例名称は横須賀市〇〇条例別称法施行条例とし、その際にこれまでの取り組みと、これからの方向性について条例に前文を書いても良いのではないか。前文に法的効力は無いだろうから、そこはせめて形にできないか。それをもって市の方向性を書く。運用は規則、内規、ガイドラインなどで示していく、というのはいかがか。

(事務局) これまでは横須賀市の条例であったが、今回は国の法改正によって、ほとんどの規律は国の法律になる。その際、市単独の条例なのか国の法律によるものなのか、市民が条例名を見てわかりやすいという趣旨で「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」としている。「施行条例」という名称が条例に入るのは横須賀市においてこの条例が初となる。

(委員) それが問題となる。県には施行条例はあるが、横須賀市ではこれが端緒となる。国の法律がどんどん自治体に落ちてくる時代が来るのではないか。

(事務局) どうしてもこの名称でなくてはならない、ということではないため、名称についてもご審議いただくところになる。また、前文については、市の理念を持って制定したものではなくなるため、事務局としては全国的な考え方の中で、国の目的を踏襲した形でと考えている。

(委員) 条例の連続性を鑑みると、国は地方自治体の条例を廃止すると書けばよかったのだ。これまで粛々と条例で個人情報を保護して来たが、新しい条例を作っ

たから附則で前条例を廃止する、という我々の納得のいかないところを解消する一つが前文ではないか。事務局の回答から難しいことは重々承知しているが、別称で法施行条例としても良いのではないか。でなければ、市民にとっての喪失感は何なのか、と思う。

(委員) 今の委員の発言は、なるほどとは思いますが、前文に書く内容、それ自体が何であるのか。横須賀市の条例は他の自治体より先を行っているものを作った自負が審議会にはある。その中で、今回法改正があり、デジタル化で変わるということをも市民に理解してもらい、これからは均一化、統一化するというメッセージを残し、これまでの条例を評価する、それを残しておくという意味でもよいのではないか。

(委員) その部分を残すのであれば、施行条例という名称でも良いのではないか。名称を横須賀市だけ変えるよりは県内自治体との横のつながりも大事ではないか。

(委員) それなら、何のための条例か、という話になる。地方自治体の特性を踏まえた上で制定するはずだ。確かに横並びという観点もあるが、それよりも実質的なところが大事だ。条例はこの案で進めるというのであれば、今後市が将来に向けて情報の保護と活用をこうしていきたいという方向性を見せてもらう方が良い。

(事務局) これまで、委員の皆様には長い間個人情報保護制度の運用にご尽力いただけてきたということは理解している。それを条例に残すというご提案をいただいたが、そちらについての考え方については次回、整理したうえで回答したい。次回は条例案を諮問させていただく。何か他に資料として必要なものがあればお伝えいただきたい。

(委員) 諮問はどのような形になるか。個々の個票の検討か、全体的な条例案の検討か。

(委員) 規則、要領、要綱によるとして諮問対象外となっているものについては、運用方針のようなざっくりとしたものを提示してもらえるとありがたい。

(委員) 個人情報を利活用するのは庁内の各部局だろう。このような大きな制度変更について、各部局に意見聴取したことはあるか。庁内の各部局がこれらの変更について、どう捉えているか総務部としても把握しておくのが良いと思う。

(委員) 諮問内容に懸念を入れるのも一つの案としてある。審議会として意見を出し、

事務局にはそれを踏まえた上で、検討してもらおう。また、各部局に意見聴取することで周知につながる。

(委員) 内部で意見聴取した結果、どのような懸念があり、どう対応できるのかということを経済局の中に含めてもらったほうが検討しやすいのではないか。その懸念を補完するものが条例、規則、運用いずれなのか、そのようなことも含めて検討する材料となる。

(事務局) 次回、各部局に聴取したものを資料として用意したい。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については議事を終了することとしてよろしいか。

(各委員) (了承)

(3) 報告

令和3年度個人情報保護制度の運用状況について（総務部総務課）

(説明要旨)

横須賀市個人情報保護条例第30条の規定により、令和3年度の個人情報取扱事務の登録状況、個人情報保護制度の運用状況として、令和3年度における保有個人情報の開示等請求件数、横須賀市個人情報保護運営審議会、横須賀市個人情報保護審査会の開催概要等の報告をするものである。

また、令和3年度に発生した個人情報の漏えい事故について、公表を行わなかったものも含め、その概要を報告するものである。

(委員) 漏えい事故は来年度以降、個人情報保護委員会に報告することとなるのか。

(事務局) 保有個人情報の漏えいが100人以上の場合に委員会へ報告する。その他の漏えい事故についての報告はこれまでの運用と変更しない予定である。

(委員) 個人が公表を望まないというものに違和感がある。四半期ごとにまとめて何件の漏えい事故があった、と報告したほうが市民にとって有益な情報となるのではないか。

(委員長) 他に意見がなければ、以上をもって、本件については議事を終了することとしてよろしいか。

(各委員) (了承)

3 その他

次回審議会は、令和4年7月15日（金）午前10時から開催する。

また、事務局から、次回会議についても対面で実施したい旨伝え、各委員から了承を得た。

4 閉会

以上で本日の議事を終了したので、委員長は11時55分に会議の閉会を宣した。